

施設使用料の見直しの考え方について

施設使用料については、平成19年度作成「施設使用料の見直しの考え方（以下、「現行方針」という。）」に基づき3年毎に改定を行っているところである。令和3年度改定は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を勘案し、改定時期を延期することとしたため、次回は令和6年度が改定時期に該当する。

受益者負担の適正化を図るため、令和6年度改定に合わせ、これまでの考え方を以下のとおり見直すこととする。

1 現行方針の算出方法

現行料金 × 改定率(※) = 改定使用料

※改定率 = (原価×性質別負担割合) ÷ 収入予定額(現行使用料を基にした総収入)

【原価】※決算数値を活用

人件費	施設の維持管理、貸出業務に直接かかる職員人件費(退職給与引当額繰入を含む)
維持管理費	<ul style="list-style-type: none">施設にかかる電気、ガス、水道料金清掃や管理、安全点検などにかかる委託経費消耗品、備品の購入費(附属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く)やクリーニング代などの維持管理経費施設管理、受付業務等にかかる印刷経費、消耗品購入費など施設の修繕のための工事費(固定資産台帳に資産計上されたものを除く)
減価償却費	建物の減価償却費

【施設の性質別負担割合】

<基本的な考え方>

- (1) 区民が日常生活を営む上で基本的に必要なものとして整備した施設のコストについては、全額公費(税)で負担する。
- (2) 個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

施設の分類	施設名(例)	経費の負担率	
		利用者	公費
A 福祉施設	障害者福祉会館(目的内利用)	—	100%
B 集会室	区民活動センター 高齢者会館 目的外利用	50%	50%
C ホール	もみじ山文化センター 野方区民ホール なかの芸能小劇場	70%	30%
D スポーツ施設	体育館(総合体育館、産業振興センター) 野球場・庭球場(上高田、哲学堂) 弓道場(哲学堂) 区立学校(体育館) 二中、中野中温水プール	70%	30%
E 宿泊施設	少年自然の家	100%	—

【激変緩和措置】

引き上げ率の上限は、現行施設使用料の1.5倍とする。ただし、施設使用料の積算にあたっては、10円単位で定める施設使用料を除き、100円未満を四捨五入することから、現行100円の区分料金は1.5倍でも200円にならず、恒久的に100円のまま据え置かれるため、引き上げ率の上限を2倍とする。

2 見直し案

(1) 減価償却費の減額

施設整備や施設維持に当たっては公費支出しており、税負担の公平性の観点から、利用者には一定の負担を求める必要があり、減価償却費についても同様に取り扱うことが望ましい。

一方、施設の建設工事については、特定財源(国都補助)が充当されている施設もあることから、減価償却費の半額を原価に算入するものとする。

(2) 性質別負担割合の変更

民間類似施設との代替性、選択の幅や他区比較の観点を整理し、特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅がほぼ無いもの、また、他区施設より使用料が高めに設定されている施設について、現行70%の利用者負担率を50%に変更する。その他の施設については変更なし。

・体育館、野球場、弓道場、学校開放(体育館)、プール団体利用、庭球場など

(3) 即時改定の廃止

改定年度以外においても、算定の結果、使用料が現行使用料よりも1割以上下がる場合には、改定を実施することとしているが、過去に実績が無いため、事務効率化の観点から、即時改定の考え方を廃止する。

(4) 見直し改定期間の変更

現行方針では、3年毎に見直し改定を実施しているが、減価償却費の半額を原価に算入する場合、現行より原価の変動が小さくなるため、4年毎に変更する。

(5) 100円単位の施設使用料の取り扱い

施設使用料の積算にあたっては、原則100円未満を四捨五入としているが、100円単位で定める施設使用料のみ、10円未満を四捨五入としており、扱いが異なるため、100円単位で統一することとする。

なお、引き上げ率の上限は、原則現行施設使用料の1.5倍としているが、現行施設使用料が100円未満の施設は100円に統一し、110円から130円の施設で積算額が150円を超える施設は200円に統一するものとする。

(6) スポーツ施設の半額措置の取り扱い

令和6年6月30日で施設使用料の半額措置は終了するが、スポーツ振興及び区民の負担軽減の観点から、新たな施設使用料については、半額措置適用額を現行額として算定を行う。

(7) 入場料を徴収する場合の利用料金の設定

文化施設（中野区もみじ山文化センター、中野区野方区民ホール、なかの芸能小劇場）については、入場料を徴収する場合と徴収しない場合の利用料金を設定している。中野区立総合体育館についても、文化施設の利用料金の設定方法を参考に、入場料を徴収する場合の利用料金設定を検討していく。

3 見直し対象予定施設

(1) 対象施設数： 67施設

(2) 区分数：1, 192区分

※法令等により別途算定する必要があるもの（区営住宅、道路占用等）、近隣区の料金設定の状況を勘案する必要があるもの（自転車駐車場）については対象としない。

4 試算結果

令和3年度決算にて試算した施設使用料試算額の増減区分数は以下のとおり。今後、令和4年度決算が確定した後、再計算を行う。

増減項目	区分数
1,000円以上の増となった区分	1
1,000円未満の増となった区分	16
増減無しの区分	79
1,000円未満の減となった区分	912
1,000円以上の減となった区分	184

※半額措置適用施設については、現行額は半額措置適用額とする。

5 改定時期

令和6年7月1日施行

6 今後の予定

令和5年	6月	議会報告（見直し方針（素案）、令和3年度決算に基づく算定結果）
	7月	意見交換会の実施、関係団体への説明
	8月	議会報告（見直し方針（案）、令和4年度決算に基づく算定結果）
	9月	パブリック・コメント手続の実施
	11月	議会報告（見直し方針、パブリック・コメント手続の実施結果）
第4回定例会		関連条例の改正案を提出